

**令和4年度  
川崎市食品衛生監視指導計画  
実施結果**

**川崎市**

## 目次

	ページ
1 食品取扱施設の監視指導実施結果・・・・・・・・・・・・・・・・	1～2
(1)立入検査	
ア 区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課	
イ 中央卸売市場食品衛生検査所	
ウ 食品安全担当	
エ HACCPに沿った衛生管理について	
(2) 官能検査	
2 食品等の検査結果・・・・・・・・・・・・・・・・	2～3
(1) 収去検査	
(2) 収去以外の検査	
3 監視指導計画に基づく一斉監視結果・・・・・・・・	3
(1) 夏期食品一斉監視	
(2) 年末食品一斉監視	
4 その他・・・・・・・・	4～6
(1) 苦情届出件数	
(2) 食中毒等健康被害発生時の対応	
(3) 食品等自主回収の報告	
(4) 衛生教育	
(5) 啓発	
5 別表 年間立入検査回数・・・・・・・・	7～8

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症流行が継続し、食品等事業者及び本市職員双方の感染リスク軽減及び関係機関の体制整備に資するため、令和3年度に引き続き、業務を一部縮小しましたが、「新しい生活様式」への対応の一環として、立入検査以外の方法による監視指導等、動画配信による衛生教育等を取り入れて実施しました。

## 1 食品取扱施設の監視指導実施結果

### (1) 立入検査

ア 区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課

各区の食品衛生監視員が食品衛生法や関係条例、その他衛生基準の適合状況等を検査し、衛生的な取扱状況等について監視指導を行いました。

対象施設	施設数	立入検査 計画数	立入検査 延べ施設
レベルA：前年度に食中毒を発生させた施設、大規模食品製造施設等（年2回）	125	250	168
レベルB：HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の対象となる施設等（年1回）	12,371	12,371	6,067
レベルC：届出施設等（実情に応じて）	6,683	1,337	2,492
地方卸売市場南部市場	31	372	370
合計	19,210	14,330	9,097

※レベルの詳細は、別表のとおり。

※地方卸売市場南部市場について、これまで食品安全担当が監視指導を実施してきましたが、令和4年度からは、幸区役所が監視指導を実施しています。

イ 中央卸売市場食品衛生検査所

中央卸売市場食品衛生検査所の食品衛生監視員は、早朝監視等を行い、有毒魚等の流通を未然に防止し、流通拠点施設における不良食品の排除に努めました。

対象施設	施設数	立入検査 計画数	立入検査 延べ施設
魚介類販売業、食肉販売業等（日1回）	136	34,816	34,280
魚介類競り売り営業（週2回）	4	384	412
飲食店営業、冰雪製造業等（随時）	31	178	212
合計	171	35,378	34,904

※立入検査以外の方法による監視指導等（実施施設数：712施設）

区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課及び中央卸売市場食品衛生検査所では、電話等による法改正に関する手続き指導のほか、HACCPに沿った衛生管理の推進として、書類審査や通知発送による取組状況のアンケート等を実施しました。

ウ 食品安全担当（区役所衛生課職員同行を含む。）

広域流通食品取扱施設や大規模食品製造施設に立ち入り、食品の衛生的な取り扱い等について指導しました。また、市内の食品等取扱施設に立ち入り、食品表示について監視を行いました。

対象施設	施設数	立入検査 計画数	立入検査 延べ施設
レベルA:前年度に食中毒を発生させた施設、大規模食品製造施設等(年2回)	99	198	194
レベルB:HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の対象となる施設等(年1回)	36	36	372
レベルC:届出施設等(実情に応じて)	157	31	154
合計	292	265	720

#### エ HACCPに沿った衛生管理について

区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課、中央卸売市場食品衛生検査所及び食品安全担当の食品衛生監視員が、市内施設に対してHACCP確認票を用いた導入状況の確認・指導を1,741回実施しました。

#### (2) 官能検査

市内のスーパー等において、魚介類、農産物等の官能検査を実施しました。

##### ア 食品衛生法

検査数は、魚介類（20,279件）、野菜果物類及びその加工品（18,377件）、魚介類加工品（10,960件）の順に多い結果となりました。違反食品はありませんでした。

	区役所地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 衛生課	中央卸売市場 食品衛生検査所	食品安全担当	計
検査数	12,951件	58,103件	2,167件	73,221件

##### イ 食品表示法

衛生事項の検査数は、水産物（25,945件）が最も多く、品質事項の検査数は農産物（3,769件）が最も多い結果となりました。指導数については、ともに菓子類が多く、衛生事項は77件、品質事項は24件でした。

		区役所地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 衛生課	中央卸売市場 食品衛生検査所	食品安全担当	計
検査数	衛生事項	6,667件	45,916件	7,230件	59,813件
	品質事項	—	—	7,056件	7,056件
指導数	衛生事項	116件	66件	38件	220件
	品質事項	—	—	41件	41件

※衛生事項：保存方法、添加物、アレルギー、消費（賞味）期限、製造者等に係る表示事項  
品質事項：名称、原材料、原産地、内容量、食品関連事業者等に係る表示事項

## 2 食品等の検査結果

検査実施機関：健康安全研究所・中央卸売市場食品衛生検査所

#### (1) 収去検査

市内の食品製造施設、給食施設及びスーパー等から、そうざい及び弁当類、菓子類、野菜果物類及びその加工品、魚介類等の収去検査を実施しました。食品表示法及び食品衛生

法に違反する検体はありませんでした。食品中の放射性物質等についても、基準値を超えたものではありませんでした。

	区役所地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 衛生課	中央卸売市場 食品衛生検査所	食品安全担当	計
検体数	744検体	288検体	115検体	1,147検体
検査項目総数	4,237項目	2,910項目	1,886項目	9,033項目
微生物学検査	3,992項目	1,254項目	575項目	5,821項目
理化学検査	236項目	1,652項目	1,311項目	3,199項目
その他	9項目	4項目	0項目	13項目

※その他：自然毒、混濁・沈殿等の検査項目

## (2) 収去以外の検査

### ア 多摩川生息あゆ

検査項目	検体数	検査項目数
水銀等	3検体	33項目

イ 市内の給食施設等で、手指や器具等について拭取り検査を行い、必要に応じて指導を実施しました。

区役所地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 衛生課	中央卸売市場 食品衛生検査所	食品安全担当	合計	指導数
91検体	93検体	10検体	194検体	20件

## 3 監視指導計画に基づく一斉監視結果

### (1) 夏期食品一斉監視

・実施期間 令和4年7月1日から8月31日まで

・立入検査施設数 7,927施設

★ 夏期食品一斉監視指導結果 ⇒ [川崎市ホームページ参照](#)

### (2) 年末食品一斉監視

・実施期間 令和4年12月1日から12月31日まで

・立入検査施設数 4,737施設

★ 年末食品一斉監視指導結果 ⇒ [川崎市ホームページ参照](#)

## 4 その他

### (1) 苦情届出件数

食品の区分ごとに苦情を分類すると、飲食店での喫食等における複合調理食品に関する苦情が最も多く(45件)、内容ごとに苦情を分類すると喫食後に体調不良等の有症苦情(73件)が最も多く寄せられました。

	区役所地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 衛生課	中央卸売市場 食品衛生検査所	食品安全担当	計
食品に関するもの	149件	0件	7件	156件
施設に関するもの	44件	2件	0件	46件
合計	193件	2件	7件	202件

(2) 食中毒等健康被害発生時の対応

ア 市内食中毒発生状況(事件数:10件、患者数:24人、死亡数:0人)  
 病因物質はアニサキス9件、ノロウイルス1件でした。

	発生日	原因施設	患者数	原因食品 (推定含む)	病因物質	措置
1	5月	飲食店	1人	当該施設において調理・ 提供された食事	アニサキス	営業の一部 停止1日間
2	6月	不明	1人	不明	アニサキス	なし
3	6月	不明	1人	不明	アニサキス	なし
4	9月	不明	1人	不明	アニサキス	なし
5	9月	不明	1人	不明	アニサキス	なし
6	10月	不明	1人	不明	アニサキス	なし
7	10月	不明	1人	不明	アニサキス	なし
8	12月	飲食店	15人	当該施設において調理・ 提供された食事	ノロウイルス	営業停止 2日間
9	1月	不明	1人	不明	アニサキス	なし
10	3月	不明	1人	不明	アニサキス	なし

イ 他自治体との連携協力

市内、市外の食品取扱施設を原因施設とする食中毒(疑いを含む。)等が発生した場合は関係自治体と連携・協力し調査を実施しました。

	件数
市外から依頼があったもの	84件
市内から依頼したもの	57件
合計	141件



(3) 食品等自主回収の報告

自主回収報告制度に基づき、事業者からの自主回収の届出について受理・確認・指導を行い、厚生労働省又は消費者庁に報告を行いました。

※届出情報は、食品衛生申請等システム(厚生労働省)を利用して届出・報告を行い、同システムで一元的に管理・公表されます。

		受理件数
自主回収報告		20
内訳	食品衛生法	4
	食品表示法	15
	食品衛生法及び食品表示法	1

(4) 衛生教育

営業者を含む食品取扱従事者のほか、市民グループを対象に、食品衛生についての講習会を実施しました（開催にあたり、市が協力した講習会を含む。）。

種別	対 象	件数	人数等
講習・研修 (対面型)	食品取扱従事者	49件	2,166人
	市民グループ	13件	381人
オンライン配信	食品取扱従事者 (老人福祉施設従事者向け)	1件	1,571回 (動画の再生回数)
	食品取扱従事者 (食品衛生責任者実務講習会)	3件	750人
	食品取扱従事者、市民 (食中毒予防について)	1件	143人

(5) 啓発

取組	内容・期間等
食品衛生月間	区役所庁舎及び中央卸売市場食品衛生検査所での懸垂幕やポスター掲示、啓発資料配布等 令和4年8月1日～令和4年8月31日
ノロウイルス食中毒警戒情報期間	区役所庁舎及び中央卸売市場食品衛生検査所での懸垂幕やポスター掲示、啓発資料配布等 令和4年11月7日～令和5年3月31日
JR南武線・鶴見線及び川崎市営バスでのポスター掲示	加熱不十分な肉による食中毒予防啓発 川崎市営バス：令和4年12月13日～令和5年1月12日 JR南武線・鶴見線：令和4年12月19日～令和5年2月12日
ラジオ番組「FMかわさき わが家の危機管理 今週のワンポイント」	夏場の食中毒予防について (令和4年8月第1週放送) 有毒植物に気をつけて (令和4年9月第3週放送) ノロウイルス食中毒予防について (令和4年11月第3週放送)
Jリーグ試合会場（等々力陸上競技場）での啓発資材配布	啓発資材（ウェットティッシュ）配布 令和4年7月9日
JR南武線・鶴見線での動画放映	加熱不十分な肉、アニサキス、有毒植物による食中毒予防啓発 令和5年3月13日～令和5年3月26日

取組	内容・期間等
「備えるフェスタ」での啓発資材配布やポスター掲示	啓発資材（マグネット、ファイル）配布 備蓄や避難所に関する食中毒予防啓発・食品表示に関する情報提供 令和5年2月18日
市立図書館に「食品衛生の特集コーナー」の設置	宮前図書館に設置 令和5年2月
小学生向け「一日食品衛生監視員」体験会の実施	中央卸売市場食品衛生検査所や市内スーパーでの監視・検査体験学習 令和4年7月29日、8月4日、8月9日
わくわくプラザの児童向けミニセミナーの実施	食品衛生監視員の仕事内容や毒魚について 令和5年3月27日～令和5年3月29日
カンピロバクター食中毒予防についての庁内放送	高津区役所庁内放送で1日1回、通年放送
行事開催届についての広報	麻生区役所庁舎内デジタルサイネージに掲載 令和4年6月1日～令和4年6月30日
麻生区総合防災訓練におけるブース出展	避難所における食中毒予防に係るリーフレット配布及びパネル展示 令和4年11月12日
キングスカイフロント夏の科学イベント	小学校高学年を対象に食中毒事件を想定した検査の疑似体験 令和4年8月10日

その他、川崎市ホームページ、川崎市シティプロモーションTwitterでの食中毒予防啓発を実施しました。



JR南武線・鶴見線での動画放映



電車等のポスター掲示

別表 年間立入検査回数（市場を除く。）

1 レベルA（年2回）

- 前年度に食中毒を発生させた施設
- 同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供する大量調理施設（小・中学校内に設置された給食施設を除く。）
- 大規模食品製造施設（工場形態の営業であって、市内全域を広く流通する食品の製造等を行う施設）
- HACCPに基づく衛生管理の対象となる施設

2 レベルB（年1回）

- HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の対象となる施設（レベルA及びCを除く。）
- 認定小規模食鳥処理事業場

3 レベルC（随時：営業許可更新時等）

- 届出施設（集団給食施設を除く。）
- 自動車による営業
- 自動販売機による営業
- 飲食店営業の一部（仮説店舗による営業等）

別表 年間立入検査回数（市場）

1 中央卸売市場北部市場

魚介類競り売り営業（早朝監視時）	週2回
魚介類販売業、食肉販売業、届出営業（集団給食施設を除く。）、水産製品製造業、そうざい製造業等	日1回
飲食店営業、冰雪製造業（自動販売機を除く。）、食品の冷凍又は冷蔵業、認定小規模食鳥処理事業場等	随時

2 地方卸売市場南部市場

魚介類競り売り営業（早朝監視時）、魚介類販売業、食肉販売業、届出営業（集団給食施設を除く。）、飲食店営業等	月1回
---	-----